

佐賀労働局発表
令和7年5月21日

【照会先】
佐賀労働局 労働基準部 健康安全課
健康安全課長 小林 克之
地方労働衛生専門官 迎 義則
(電話) 0952 - 32 - 7176

「職場における熱中症予防対策」に関する労働安全衛生規則が一部改正されました。令和7年6月1日施行、罰則付き

～5月から「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施しています～

佐賀労働局(局長 城寿克)は、令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則「職場における熱中症予防対策」の周知を行います。

また、気象庁の暖候期予報(令和7年2月25日発表)によると、令和7年(2025年)の夏は全国的に気温が高いと予想されております。

このような中、夏の到来を控えた5月1日から、熱中症予防対策の取組をスタートさせています。(重点取組期間7月)

佐賀労働局及び各労働基準監督署における具体的な取組

災害防止団体に対しての周知要請
災害防止団体、事業者団体等が開催する会議、説明会等での周知
全ての労働基準監督署で開催予定の全国安全週間説明会における啓発及び周知
労働基準監督署による個別事業場への指導
佐賀労働局ホームページによる広報

事業者に対する義務付けのポイント

- 1 熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備
- 2 熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成
- 3 上記1及び2に関する体制や手順の関係作業者への周知

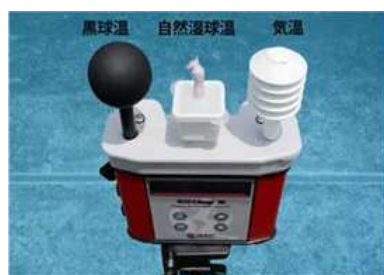
対象となるのは

「暑さ指数(WBGT)28度以上又は気温31度以上の環境下で、
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業」
になります。

暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）は、熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された指標です。

単位は気温と同じ摂氏度（ ）で示されますが、その値は気温とは異なります。

暑さ指数（WBGT）は人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい 湿度、 日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、 気温の3つを取り入れた指標です。



ぼくたちの町の暑さ指数（WBGT）はいくつだろう？さっそく調べてみよう！

全国の暑さ指数（WBGT）

クリックすると
暑さ指数（WBGT）が調べられるよ

「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」ポイント

1 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

(1) 暑さ指数の低減等

暑さ指数を超える、または超えるおそれのある作業場所（「高温多湿作業場所」）について、暑さ指数の低減対策を実行してください。

(2) 作業時間の短縮等

暑さ指数に応じた休憩等を行ってください。また、測定した暑さ指数が暑さ指数を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないでください。

2 糖尿病など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者への医師等の意見を踏まえた配慮

健康診断結果等に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある以下の疾病を有する労働者に対しては、産業医、主治医等の意見を踏まえ、必要に応じて就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講じてください。

糖尿病 高血圧症 心疾患 腎不全 精神・神経関係の疾患 広範囲の皮膚疾患 感冒等 下痢等

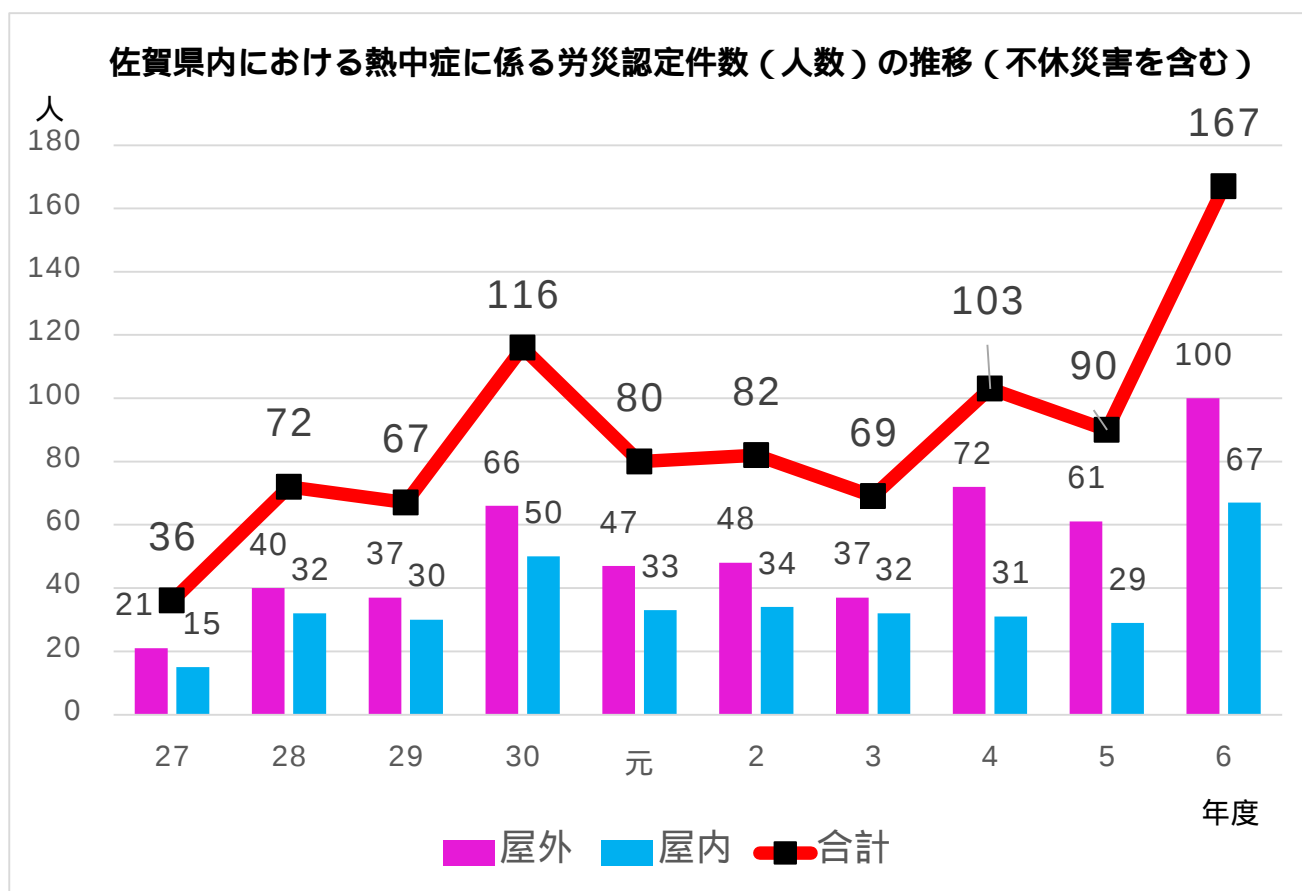
など

熱への順化の有無は熱中症の発生リスクに大きく影響します。そのため、作業に携わる労働者に対して連続7日以上の間を設けて「熱への順化」を行うことが望ましいです。

「熱への順化」の方法（例）

作業を行う者が順化していない状態から7日以上かけて、熱にばく露する時間を次第に長くしてください。

佐賀労働局管内においては、令和6年度に熱中症による労災認定をした件数は167件で、過去10年間で最も多い件数となっています。業種別では、製造業が最も多く、全体の約35%を占めている状況です。さらに、全体の40%は屋内での発症でした。



「屋内作業における熱中症予防対策」のポイント

- 1 暑さ指数（WBGT）の把握
- 2 暑熱順化及び暑さ指数に応じた十分な休憩時間の確保
- 3 作業場所に適度な通風又は冷房を行うための設備を設け、暑さ指数の低減対策
- 4 作業場所の近くに冷房を備えた臥床することのできる広さの休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保

など

【添付資料】

- 資料1 佐賀局版令和7年クールワークキャンペーンリーフレット
- 資料2 佐賀県における職場での熱中症の発生状況（令和6年度）
- 資料3 全国における令和6年に発生した死亡災害事例
- 資料4 熱中症規則改正周知用パンフレット

【参考資料・関連サイト】

1 「環境省熱中症予防情報サイト」



2 厚生労働省ポータルサイト

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」



「職場における熱中症予防情報」



「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」



「職場における熱中症対策の強化」



STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

キャンペーン期間

5月

6月

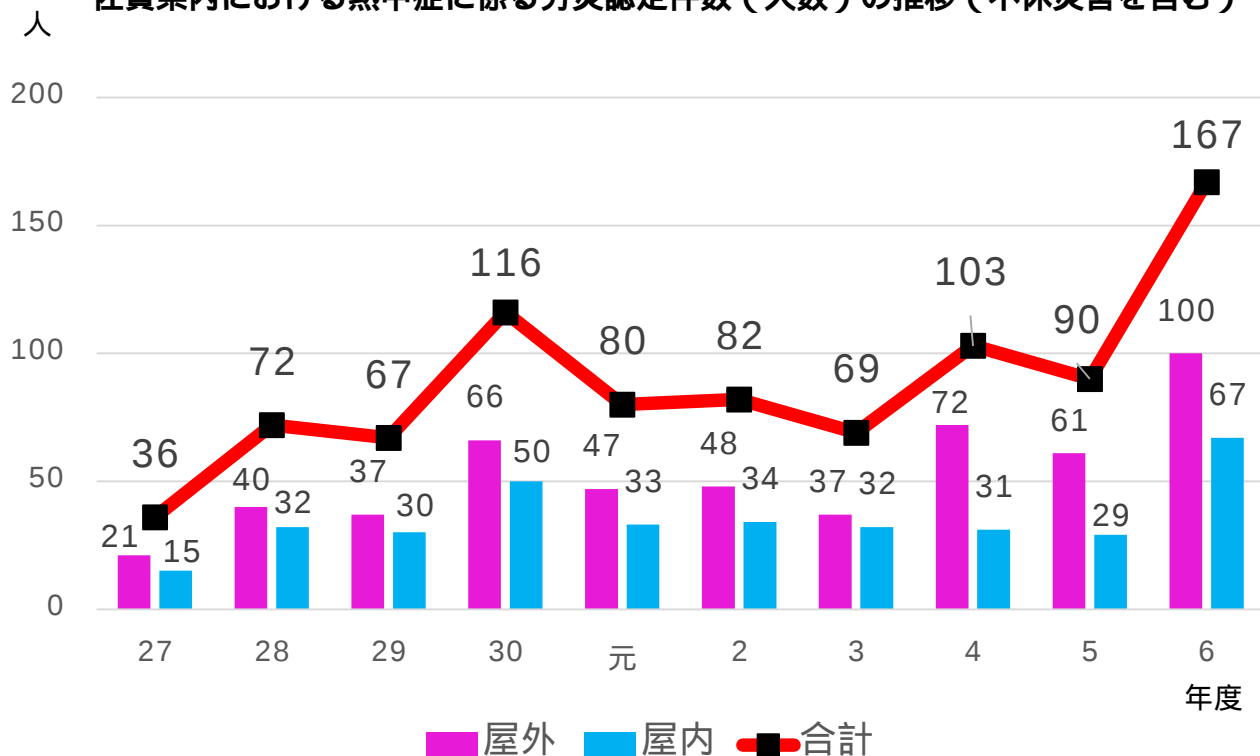
7月

8月

9月

重点取組

佐賀県内における熱中症に係る労災認定件数（人数）の推移（不休災害を含む）



キャンペーン概要

佐賀労働局・労働基準監督署

実施されているかを確認し、☒しましょう

5月～9月 キャンペーン期間にすべきこと



暑さ指数の低減



水分・塩分の摂取



作業時間の短縮



休憩場所の整備



暑熱順化への対応



作業中の労働者の健康状態の確認



異常時の対応

- ・あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
- ・少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

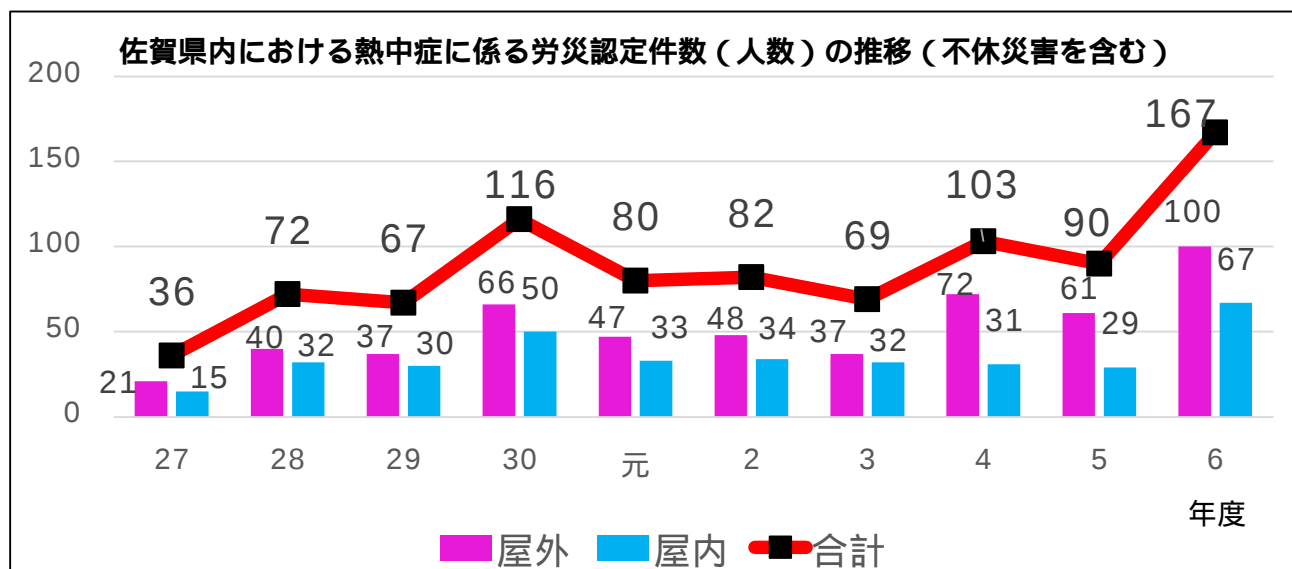
佐賀県における職場での熱中症の発生状況（令和 6 年度）

＜ 労災保険の療養補償給付請求書より ＞

1 熱中症に係る労災認定件数（人数）の推移（過去 10 年間）

職場での熱中症により診療機関を受診した労働者数（件数）は、平成 27 年度から増加傾向にある。令和 6 年度の認定件数は 165 件で、過去 10 年間で最も多い件数となっている。

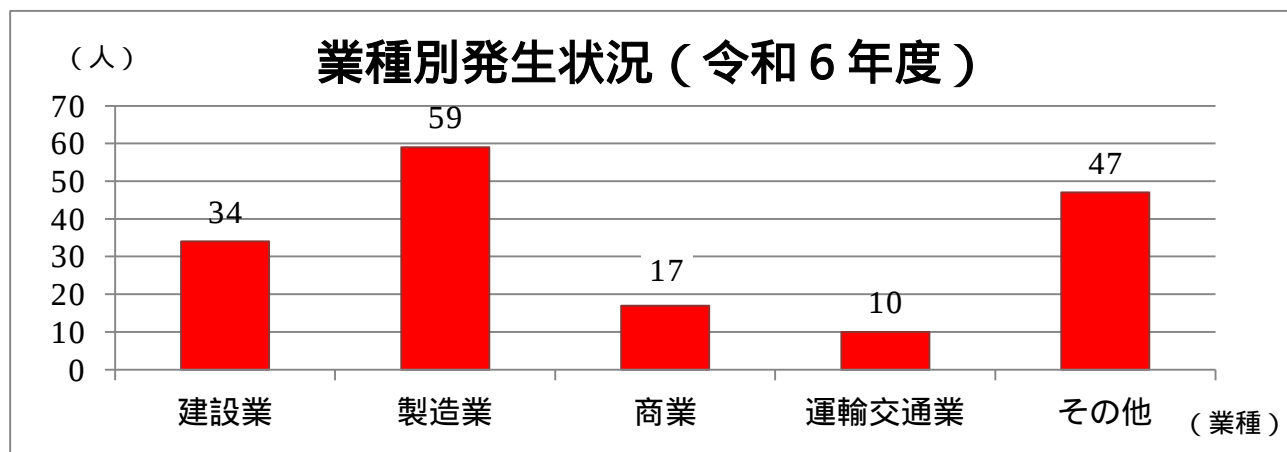
年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
件(人)数	36	72	67	116	80	82	69	103	90	167



2 業種別発生状況

令和 6 年度は、製造業（59 人）が最も多く、全体の約 35%を占めている状況です。

業種	建設業	製造業	商業	運輸交通業	その他	計
件(人)数	34	59	17	10	47	167

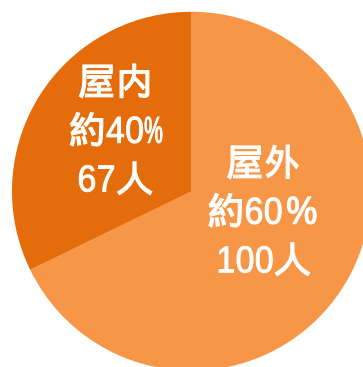


3 発生時の作業場所

令和6年度における熱中症発生の作業場所の割合は、屋外約60%、屋内約40%となっている。

作業場所	屋外	屋内	計
件(人)数	100	67	167

屋外・屋内別発生状況
(令和6年度)



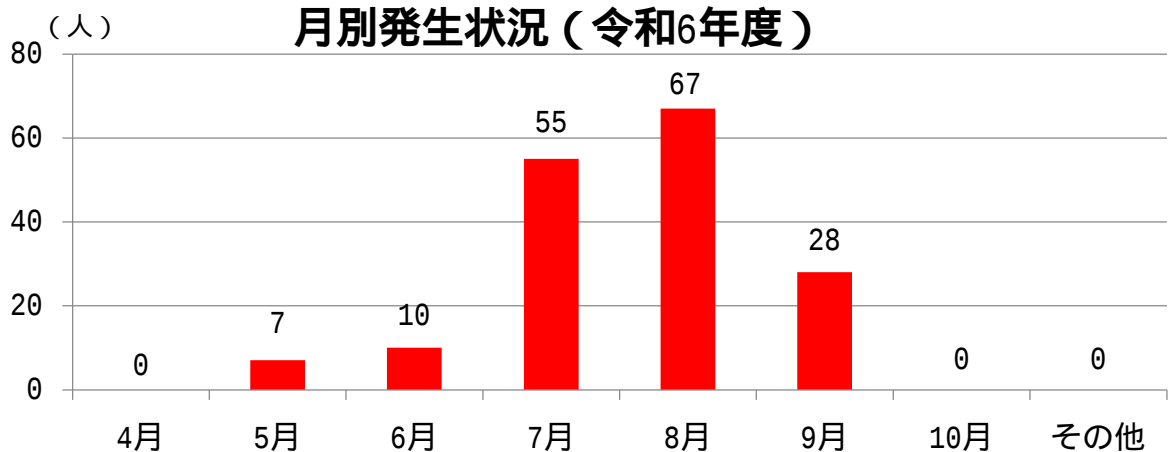
4 月別・時間帯別発生状況

(1) 月別発生状況

令和6年度は、全体の約73%が7～8月に発生している。

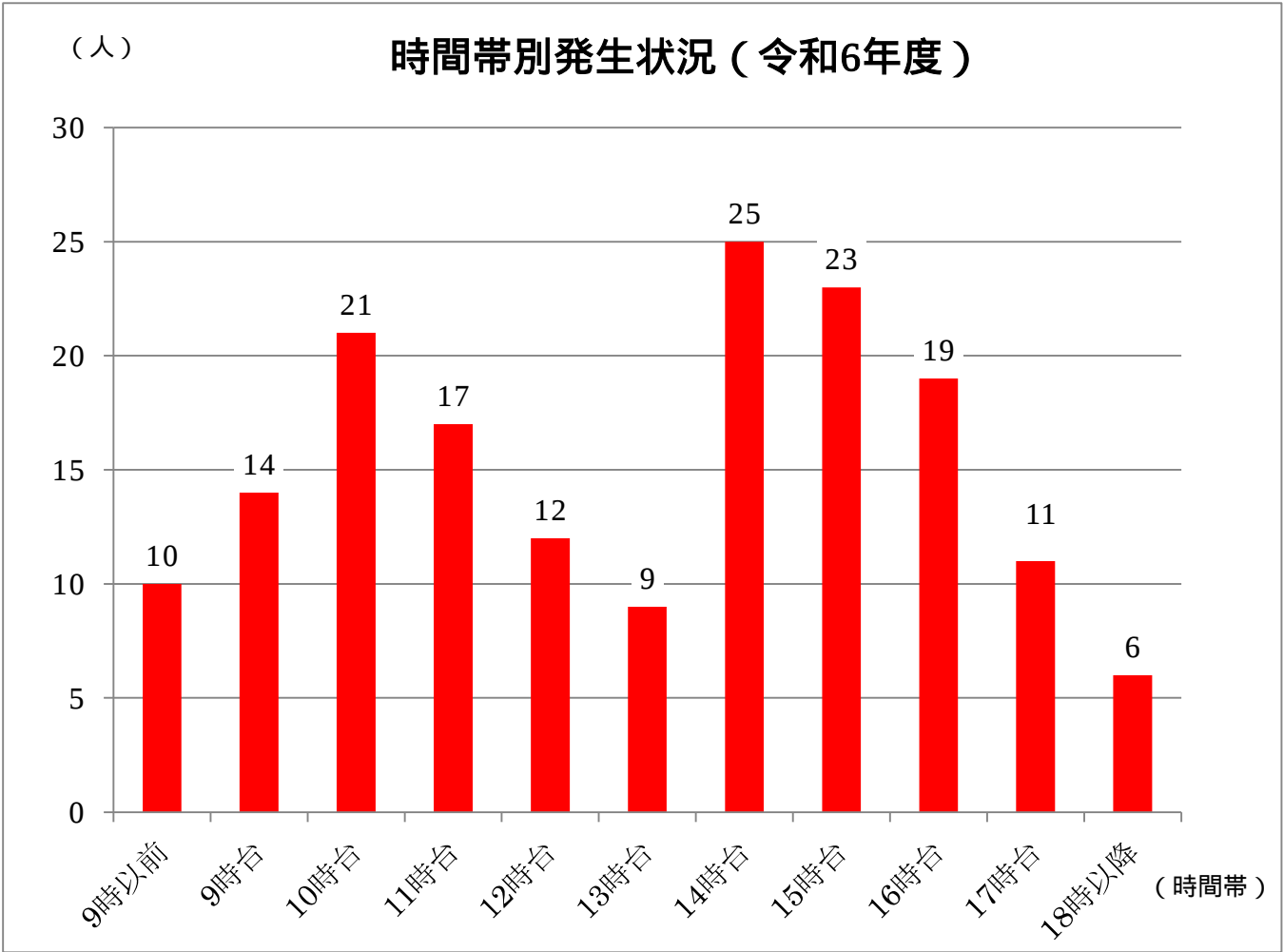
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	その他	計
件(人)数	0	7	10	55	67	28	0	0	167

月別発生状況 (令和6年度)



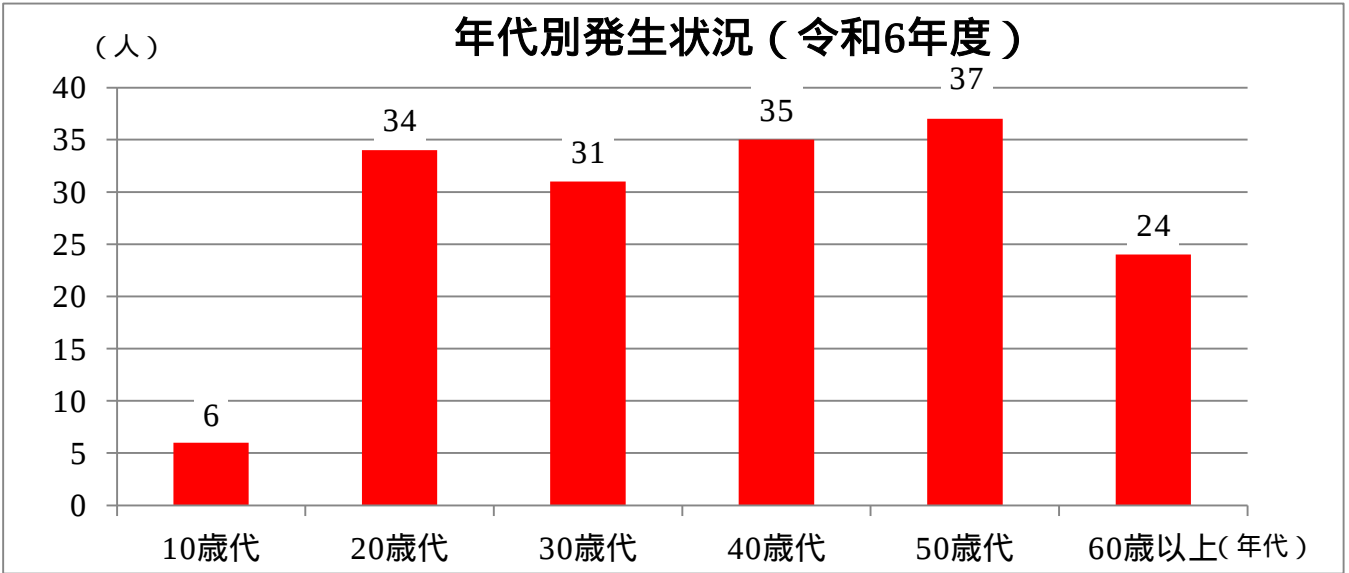
(2) 時間帯別発生状況

時間帯	9時 以前	9時 台	10時 台	11時 台	12時 台	13時 台	14時 台	15時 台	16時 台	17時 台	18時 以降	計
件数(人数)	10	14	21	17	12	9	25	23	19	11	6	167



5 年齢(年代)別発生状況

年代	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
件数(人数)	6	34	31	35	37	24	167



2024 年の熱中症による死亡災害の事例

【死亡災害全体の概要】

- ・総数は 30 件で、被災者は男性 27 件、女性 3 件であった。
- ・発症時・緊急時の措置の確認・周知していたことを確認できなかった事例が 21 件あった。
- ・暑さ指数（WBGT）の把握を確認できなかった事例が 26 件あった。
- ・熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例が 15 件あった。
- ・糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事が明らかな事例は 18 件あった。

【事案の詳細】

番号	月	業種	年代	気温 (注2)	暑さ指数 (WBGT) (注3)	事案の概要
1	7	製造業 その他の金属製品	20 歳代	34.6℃	30.5℃	被災者は工場内で作業に従事していたが、14 時頃に体調不良のため早退することとなり、更衣室に向かった。16 時過ぎに同僚が更衣室に入ったとき、倒れている被災者を発見し、救急搬送されたが死亡した。
2	7	陸上貨物取扱業	30 歳代	33.2℃	28.9℃	被災者は事業場倉庫内 1 階で電線ドラムのピッキング作業に従事していた。16 時 30 分頃、倉庫北側ホームを通行中にうつ伏せに転倒し、意識を失い痙攣をおこした。倒れている被災者を発見し救急搬送され、集中治療室で治療を受けるが、翌日に死亡した。
3	7	その他の土木工事業	40 歳代	32.1℃	不明	被災者は 9 時頃から校庭の土間打ちの作業のため、セメント等の袋を運搬する作業に従事していた。12 時前、休憩室において、被災者が別の労働者に突然殴りかかり、奇声を上げ、その後痙攣を起こしたため、救急搬送された。搬送先の病院にて処置が終わり、自宅に帰宅した後、再び痙攣を起こし、別の病院に救急搬送されたが、搬送先の病院で同日に死亡した。

4	7	その他の事業	40歳代	30.8℃	30.9℃	被災者は廃棄物処理施設新設工事現場で、施設の性能試験を行うためのサンプリング作業を行っていた。14時から施設内でサンプリング作業を開始し、16時40分頃から不織布の保護衣、防じんマスクを着用し、約1時間かけてごみのサンプリング作業を終えたところ、体調が悪化し、ろれつが回らなくなったため救急搬送されたが、同日に死亡した。
5	7	産業廃棄物処理業	40歳代	34.0℃	31.4℃	被災者は9時から倉庫内でペットボトルの選別作業を行っていた。適宜休憩を取りながら作業していたが、15時30分頃、作業場所で前のめりになって動かない被災者を発見し、救急搬送されたが、搬送先の病院で6日後に死亡した。
6	7	産業廃棄物処理業	40歳代	不明	不明	被災者はごみ焼却施設の管理を行っており、21時頃まで、粗大ごみ処理施設内の粗大ごみ前処理装置のごみの詰まりをバール等を用いて手作業で取り除く作業を行っていた。業務終了後駐車場に駐車中の自家用車内で休憩をとっていたところ、車内で死亡した。
7	7	農業	40歳代	37.0℃	不明	被災者はねぎを栽培する畑において7時から適宜休憩を取りつつ草むしり等を行っていた。作業終了後の17時15分頃に体調が悪くなり、病院へ搬送されたが、11日後に死亡した。
8	7	その他の事業	40歳代	33.4℃	31.9℃	被災者は道路の測量等の業務を行っており、8時頃から測量作業を始めた。11時20分頃、急に気分が悪くなったことから、社用車に乗せられて会社に戻ったうえで水分補給や身体冷却等を行ったが、痙攣したことから救急搬送されたが、発症から18日後に死亡した。
9	7	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	50歳代	37.℃	31.5℃	被災者は8時30分から、鉄筋の圧接作業に従事していた。15時40分頃、歩行が困難となる等の症状となり、救急搬送されたが、同日に搬送先の病院で死亡した。

10	7	製その他の金属 品製造業	50 歳 代	29.5℃	不明	被災者は工場内にて溶接作業を行っていた。作業中、体調不良となり休憩室にて休憩していたが、改善しなかったため16時過ぎに病院を受診。その後、死亡した。
11	7	新聞販売業	50 歳 代	30.0℃	27.7℃	被災者は新聞配達業務を行っていたが、5時50分頃マンションの階段踊り場にて倒れていたところを当該マンションの住人に発見された。救急搬送され、翌日死亡した。
12	7	クリーニング業	50 歳 代	31.0℃	32.3℃	被災者はクリーニング工場で作業中、10時頃体調が悪くなり、熱中症の疑いがあったことから保冷剤・経口飲料を渡して横になっていたが、水分補給が難しい状態となったことから12時頃に工場長に病院へ搬送され、入院したが、翌日死亡した。
13	7	鉄骨・鉄筋コンクリー ト造家屋建築工事業	50 歳 代	33.5℃	29.4℃	被災者は建物屋上で防水シート貼付け作業を終日行い、18時頃終業後に忘れ物を取りに屋上へ行った。被災者がしばらく戻らなかったため探しに行ったところ、足場の手すりに寄りかかり意識を失っていた状態で発見され、救急搬送されたが、その後死亡した。
14	7	業一般貨物自動車運送	50 歳 代	36.0℃	32.9℃	被災者は長距離の貨物輸送を行っており、10トントラックへ建設資材の積み込み作業等を行っていたが、12時45分頃にトラック荷台の荷の上で意識を失って倒れている状態で発見され、その後、救急搬送されたが、7日後に死亡した。
15	7	一般貨物自動車運送業	60 歳 代	35.7℃	31.1℃	被災者は段ボールの配送業務を行っていた。16時30分頃に配送先から帰社した。その後、22時50分頃に警備会社の労働者が事業場の施錠確認のために定刻の訪問巡視を実施した際、フォークリフト横に仰向けに倒れていた被災者を発見した。救急隊が到着した時点で、死亡していた。

16	7	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	70 歳代	30.8℃	31.1℃	被災者は7時から工事現場で資材の片づけを行っていたところ、作業開始後30分程で倒れ、救急搬送されたが、死亡した。
17	7	電気通信工事業	70 歳代	33.1℃	30.5℃	被災者は11時30分頃から工場の天井照明の取替作業をしていたが、13時頃体調が悪くなり冷房の効いた車内で休憩し、会社に熱中症の症状であると連絡をした後、会社まで車を運転して戻り、冷房の効いた車内で休憩をしていたが、14時45分頃意識を失い救急搬送されたが死亡した。
18	8	陸上貨物取扱業	40 歳代	39.3℃	33.5℃	被災者は8時から倉庫内で自動車部品の容器への詰め替え作業に従事し、15時の休憩時に手の震えや休憩所周囲で座り込む様子が確認された後、屋外へ出て走っていたところ側溝部分で足を取られ転倒した。口から泡を吹きいびきをかいたような状態であったため、救急搬送されたが2日後に死亡した。
19	8	警備業	50 歳代	34.4℃	32.6℃	被災者は片側交通規制の交通誘導を行っていた。16時頃当日の業務を終えて自家用車で帰宅していたところ、現場から50mほど先の民家に衝突する交通事故を起こした。意識があったものの救急搬送され、搬送先の病院で同日死亡した。
20	8	造船業	50 歳代	32.8℃	30.2℃	被災者は工場敷地内に仮置きされた船体ブロック上で、資材の運搬作業を行っていた。作業中の14時20分頃に突然倒れたため、救急搬送したが、翌日に死亡したものの。
21	8	その他の土木工事業	50 歳代	33.5℃	30.2℃	被災者は資材等の片付け作業に従事していたが、16時20分頃に様子がおかしいことに気付いた職長が声掛けをしても返答がなく苦しそうにしていたため、救急搬送されたが、26日後に死亡した。

22	8	警備業	50歳代	33.2℃	32.2℃	被災者は交通誘導業務を行っていたが、15時頃に気分が悪くなり、その場で倒れた。救急搬送され、処置が行われたが、翌日に死亡した。
23	8	パン、菓子製造業	50歳代	35.4℃	32.4℃	被災者は焼き上がったパンを窯から取り出すラインにて常時作業を行っていた。終業時刻である16時頃、事業場内で被災者が倒れているところを他の労働者が発見し、救急搬送されたが、同日17時頃に死亡した。
24	8	地下鉄建設工事業	50歳代	不明	不明	被災者は8時30分からダンプの運転等の作業に従事していた。14時頃に体調不良等の症状を訴えたため、休憩所で休憩し、14時30分頃に作業再開した。作業が終了し、会社に戻り、帰宅するために車両の助手席に乗ったところ、意識を失い、救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
25	8	製造業 その他の輸送用機械等	60歳代	32.9℃	31.0℃	被災者は自転車の車輪軸を加工するねじ切り機の作業を行っており、17時の勤務終了後、帰宅するため、自転車にて事業場の最寄り駅まで移動したが、駅の駐輪場で自転車にうつ伏せとなって動けなくなっていた状態で発見され、救急搬送されたが、17日後に死亡した。
26	8	事業 その他の建築工	60歳代	34.1℃	30.8℃	被災者は屋内の塗装作業を行っていた。15時頃から同僚と別の自動車内で30分ほど休憩し、同僚が被災者の様子を伺ったところ、車内で嘔吐していたため、救急搬送されたが、死亡した。
27	8	特定貨物自動車運送業	60歳代	32.6℃	31.5℃	被災者はガスボンベの輸送業務を行っており、12時45分頃、顧客から引き取って来た空のガスボンベ（重量約50kg）を、トラックの荷台からプラットフォームへ下ろしていたところ、突然気分が悪くなったことからその場にゆっくりと倒れ込んだため、近くにいた同僚らにより救急搬送されたものの、当日、搬送先の病院において死亡した。

28	8	その他の事業	70歳代	30.9℃	31.3℃	被災者は事務所に出勤し、ゴミ出し作業後、事務所から約75メートル離れた土手の草刈り作業を行っていた。13時50分頃、事務所搬入口へつながる農道を走行していたトラック運転手が、土手の上に腹這いになって倒れている被災者を発見。発見時既に意識はなく、消防が現着した時点で心肺停止の状態であり、搬送先の病院で同日に死亡した。
29	8	新聞販売業	80歳代	33.7℃	32.3℃	被災者は朝刊と夕刊の配達業務に従事していた。1時30分頃から3時頃にかけて朝刊の配達を行い、自宅に直帰した。その後、13時30分頃に再度出勤し、夕刊の配達を開始した。15時30分頃、配達エリア内にある公園のベンチで被災者が休んでいるところを通行人が発見し、救急搬送されたが、同日死亡した。
30	9	一般貨物自動車運送業	40歳代	29.6℃	29.8℃	被災者は13時30分頃から取引先工場建屋内において、天井クレーンを用いてトラックへパイプ束を積み込む作業で、トラックの荷台上で玉掛け作業に従事していた。作業終了後にパイプ束の荷締め等しないまま敷地内にトラックを停車させており、16時30分頃に同僚が様子を見に行ったところ、車内で仰向けになっている被災者を発見した。呼びかけるも応答がなく、救急車を呼ぶも、その場で死亡が確認された。

(注1) 2025年1月7日時点の速報であり、今後、内容が修正されることがあり得る。

(注2) 現場での気温が不明な事例には、気象庁ホームページで公表されている現場近隣の観測所における気温を参考値として示した。

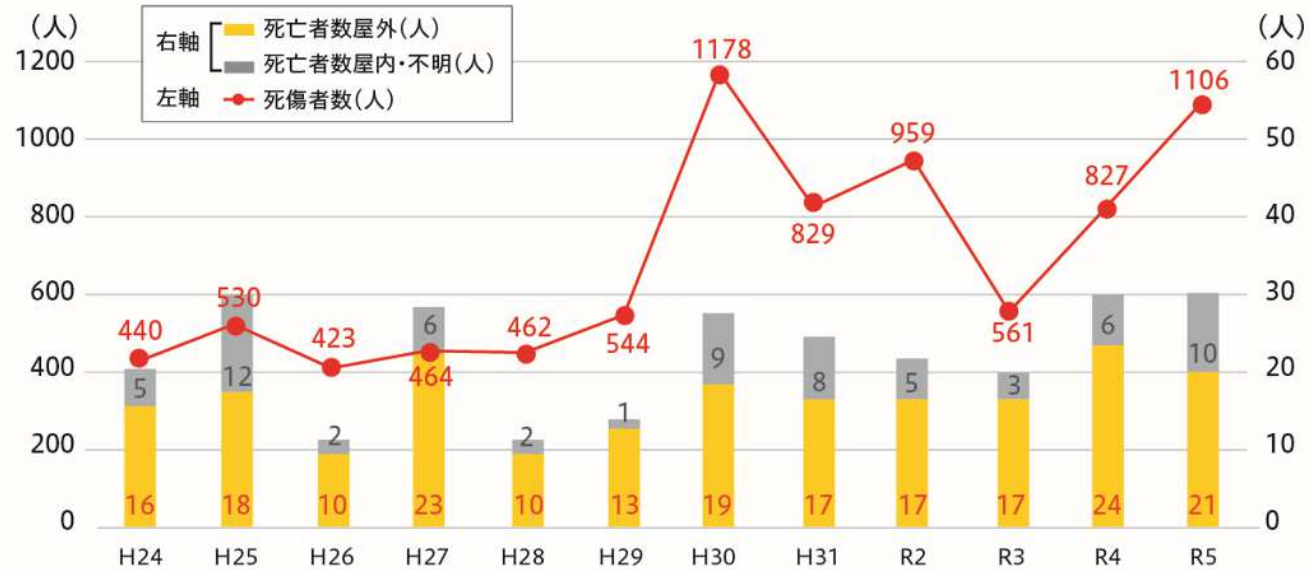
(注3) 現場での暑さ指数(WBGT)が不明な事例には、調査時に環境省熱中症予防情報サイトで公表されている現場近隣の観測所における暑さ指数(WBGT)を参考値として示した。

「 令和 7 年 6 月 1 日に
改正労働安全衛生規則が施行されます 」

職場における
熱中症対策の
強化について



夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況 (H24～)



業務上疾病調：厚生労働省（死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む）



平成3年～令和2年の30年間を基準とした偏差：気象庁

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

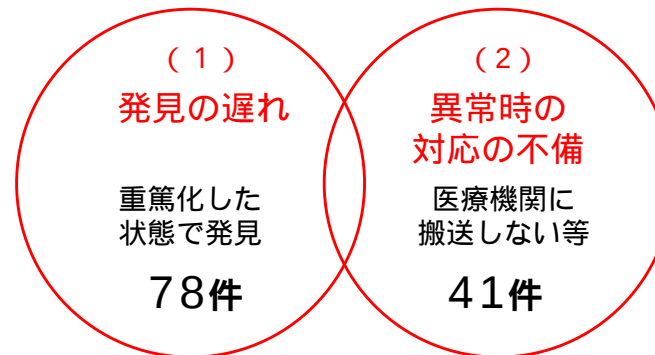
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値（暑さ指数）の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に
実際の作業現場で測定
実測できない場合には、
熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・ 冷房等により当該作業場所の
WBGT基準値の低減を図ること
- ・ 身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に
変更すること（表1-1参照）
- ・ WBGT基準値より低いWBGT値である
作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する 場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非 順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度 代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高 代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

▶ それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

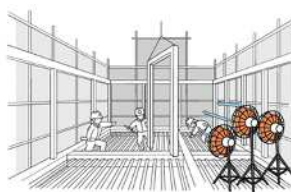
職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2) 休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体の状態の確認

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。



(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。



(1) 熱中症の症状

(3) 緊急時の救急処置

(2) 熱中症の予防方法

(4) 熱中症の事例

今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

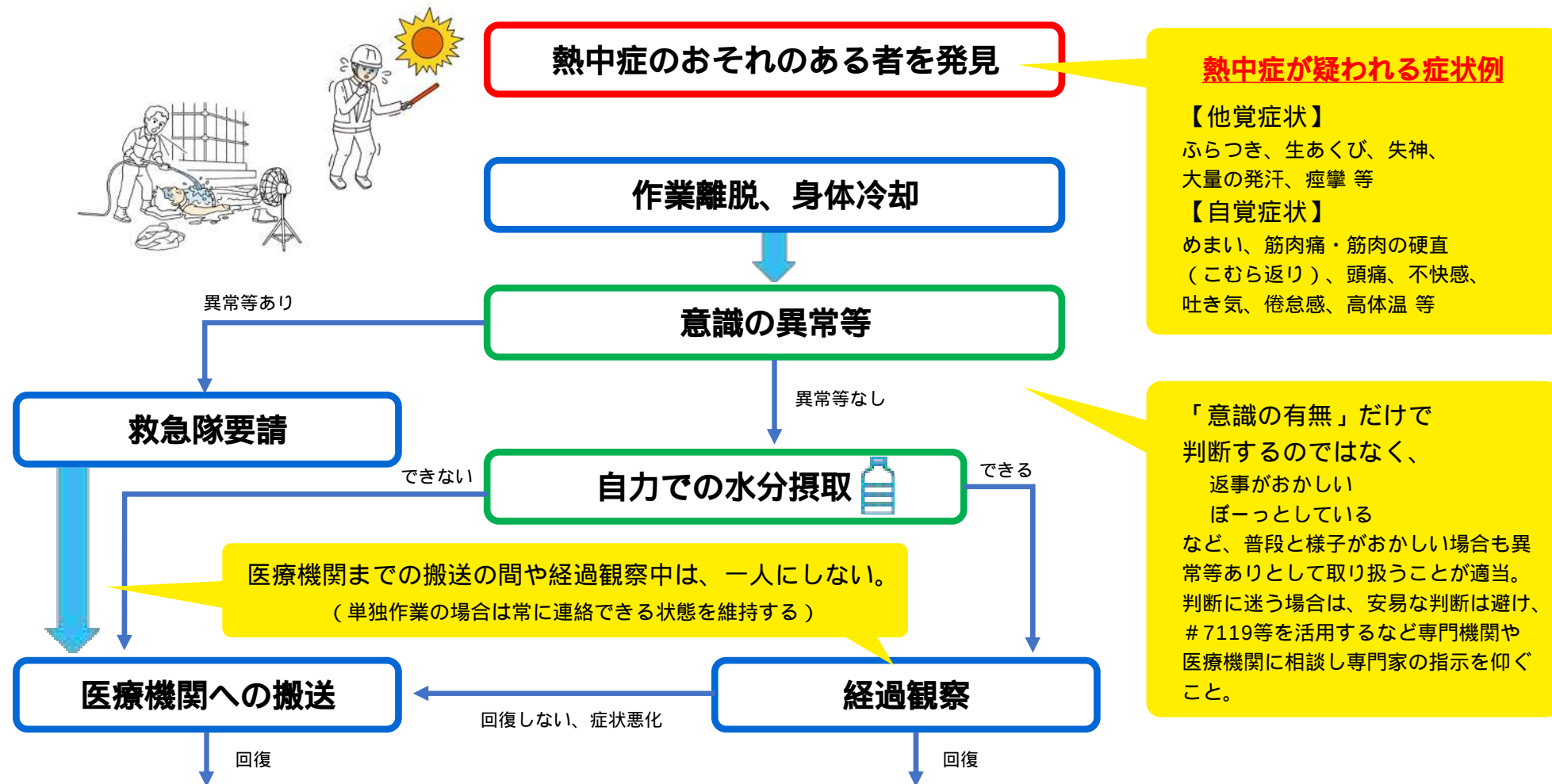
参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。
作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

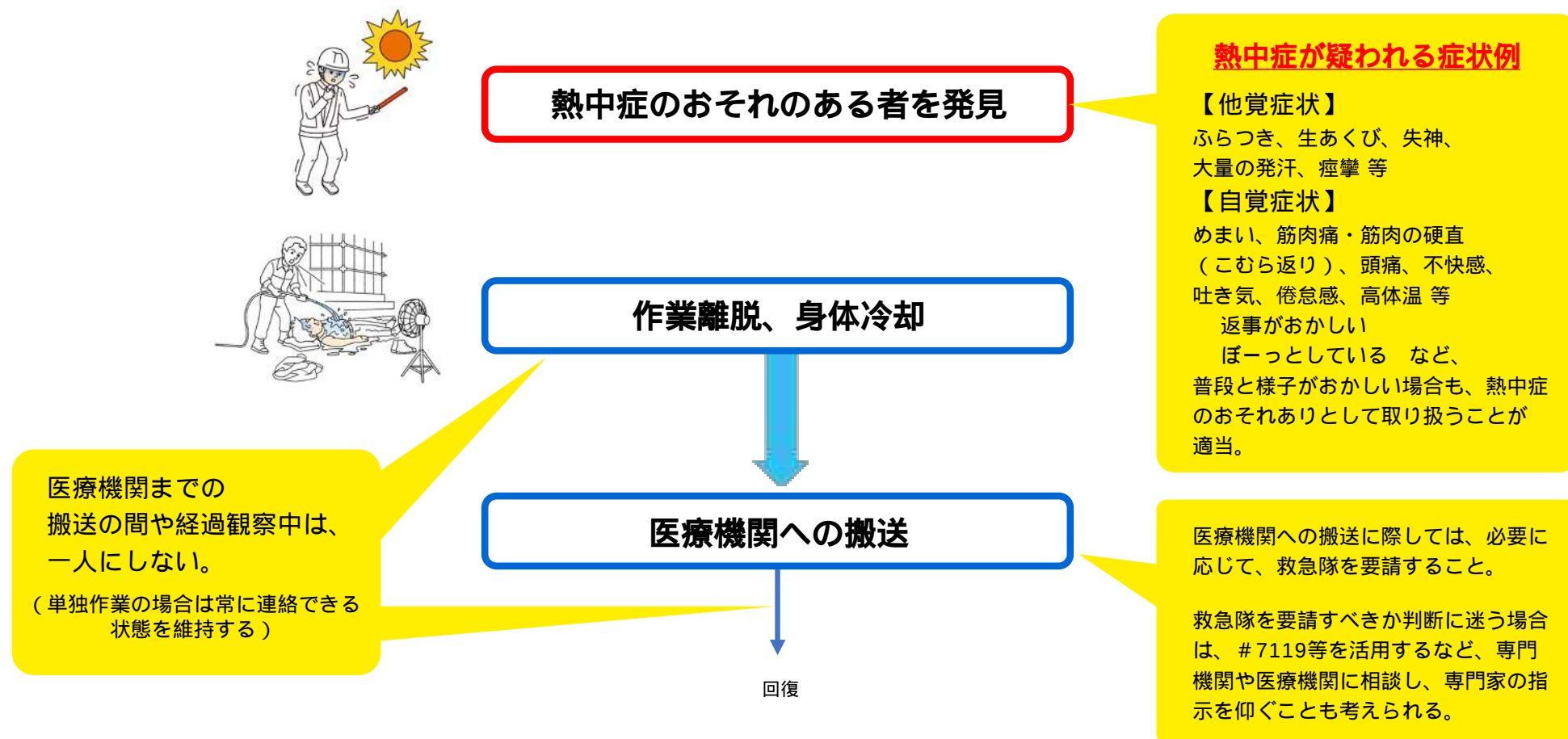
これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない / 汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

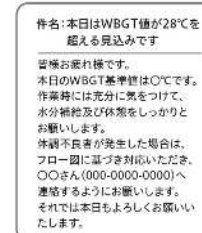
手順や連絡体制の
周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】



【メールやイントラネットでの通知】